

文部時報

昭和六十一年四月
第一三〇八号

特集 ■ 文教施策の進展——昭和六〇年度の展開と六一年度の展望——

総説

教育改革の推進.....4

初等中等教育

一 初等中等教育の概況.....10

二 生徒指導の充実.....14

三 教育課程の改善について.....16

四 教科書制度.....17

五 学級編制の改善等教育条件整備について.....18

六 教員の資質向上について.....20

七 海外子女教育・帰国子女教育の充実.....22

八 同和教育の振興.....23

高等教育

一 高等教育の概況.....24

二 大学教育の改善・充実.....27

三 国立大学等の整備.....29

四 育英奨学事業の整備.....33

私立学校

一 私立学校の概況.....35

二 専修学校教育の振興.....37

学術研究

一 学術行政の概況.....39

二 科学研究費補助金の充実.....40

三 学術研究体制の整備.....40

四 若手研究者の育成.....42

五 重要基礎研究の推進.....43

国際交流・協力

一 国際交流・協力の概況.....46

二 学術・教育・文化等の国際交流・協力.....46

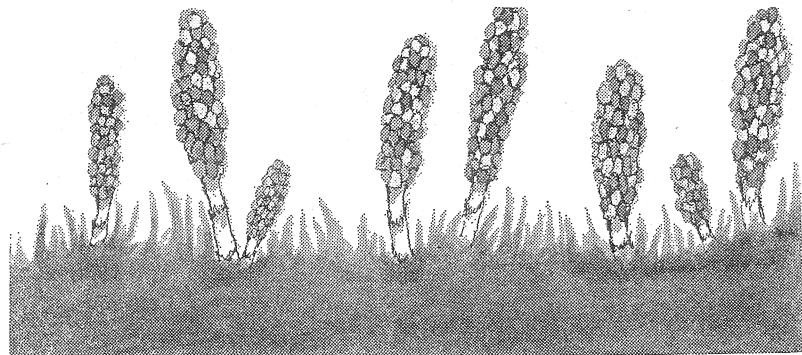
三 留学生交流の推進.....50

社会教育

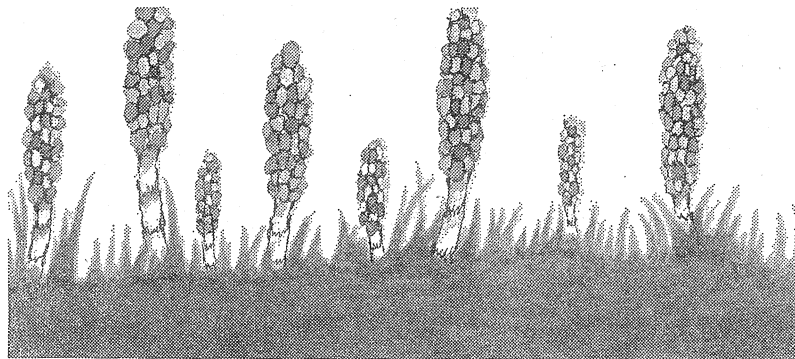
一 社会教育の概況.....52

二 生涯学習社会の建設.....56

学校 地域社会



手をつなごう 家庭



三 社会教育における同和教育の振興.....58

体育・スポーツ

一 体育行政の概況.....59

二 生涯スポーツの振興.....62

文化

一 文化行政の概況.....66

二 芸術文化の振興.....67

三 国語・著作権.....68

四 文化財の保護.....70

資料.....72

◇教育改革トピックス

臨時教育審議会の

審議状況について

臨時教育審議会事務局.....78

●文部省のまど

国語審議会答申「改定現代仮名遣

「い」の概要

文化庁文化部国語課.....80

産業教育の改善に関する調査研究報告について.....82

昭和六〇年度「児童・生徒の学校外学習活動に関する実態調査」について.....82

大臣官房調査統計課.....86

海外教育ニュース.....86

大臣官房調査統計課.....86

ハードの購入より.....91

スタッフの養成が先.....91

（アメリカ合衆国）.....91

中学校の新しい教育課程定まる.....91

（フランス）.....91

放送大学.....91

六一年度第二学期生を募集.....91

文化財紹介 ●『国絵図並郷帳』.....91

のうち山城国絵図（部分）.....91

（大塚英明）.....91

名作シリーズ ●和気清盛図.....91

（解説 山口正彦・71）.....91

表紙 鈴木 隆 カット 赤羽根秀一.....91

文化

一 文化行政の概況

近年、社会的・経済的諸条件の変化を背景として広く国民の間に多様な文化的欲求が高まっている。また、国際化のすう勢の中で高い水準の優れた芸術文化が求められている。

文化庁においては、国民が等しくかかる芸術文化を享受しうらうよう、①優れた芸術文化活動を奨励する施策として、芸術祭（主催公演、協賛公演、参加公演、国際公演）の実施、芸術家育成のための研修（在外研修・国内研修）、優れた成果を挙げた芸術家・団体の顕彰（芸術選奨、日本芸術院賞、舞台芸術創作奨励賞、優秀美術作品賞上、優秀映画・子ども向けテレビ用優秀映画製作奨励）、芸術関係団体の助成、②芸術鑑賞機会の充実を図る施策として、成長期にある子どもの豊かな創造性、情操

のかん養に資するため「子ども芸術劇場」、次代を担う青少年の情操のかん養と芸術活動への気運を醸成する「青少年芸術劇場」、中学生の情操のかん養と芸術活動への参加の機運を醸成する「中学校芸術鑑賞教室」、全国各地において優れた舞台芸術を鑑賞する機会を確保する「移動芸術祭」、美術作品の巡回展（国立美術館所蔵内外美術名品展、現代美術選抜展）③地方における文化活動を振興する施策として、昭和六〇年八月、岩手県で開催された第九回全国高等学校総合文化祭に対する補助、地域の文化活動の拠点となる公立文化施設の建設に対する補助、公立文化会館の職員等に対する研修、地方で開催される音楽、演劇、美術の講習会等に対する指導者の派遣を行った。

また、我が国の歴史の流れの中で生まれ、育ち、受け継がれてきた文化遺産を大切に保存し、活用し、さらに後世に引き継ぐことは、現代社会に生きる我々の使命である。そのため、文部省は、文化財のうち重要なものについて、専門家による綿密かつ的確な調査を実施し、それに基づいた指定、選定を行っている。昭和六〇年一月二日現在、重要文化財（国宝を含む）一万二千八十二件、重要無形文化財六十六件、重

要民俗文化財二八〇件、史跡名勝天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む）二三八八件が指定され、重要伝統的建造物群保存地区二二地区、文化財保存のために欠くことのできない伝統的な技術、技能として、選定保存技術三十六件が選定されている。

また、重要な文化財として指定、選定された文化財を保護するため、計画的に保存修理や防災事業を実施し、また文化財の管理の万全を期するため防災設備の保守点検、小修理等文化財の維持管理事業について助成措置を講じた。

さらに、国宝・重要文化財等の散逸や海外流出を避ける等のための国の買い上げ及び、史跡等についての公有化、保存施設、防災施設の設定等、埋蔵文化財発掘調査、天然記念物の食害に対する防護事業、重要無形文化財の後継者養成事業、民俗文化財の調査、保存修理、防災、地域伝承活動等、文化財の保存修理等に不可欠な保存技術についての後継者養成等の各種事業に対する助成を行った。

宗務行政関係では、宗教法人の規則等の認証、都道府県における認証事務に対する指導、宗教法人の管理運営の適正化を図るための研修会等を実施した。また、宗教法人の管理運

営の手引として「宗教法人の規則―質疑応答集」及び「不活動宗教法人整理の手引」をそれぞれ作成したほか、宗務時報及び宗教年鑑を発行した。

二 芸術文化の振興

(1) 第二国立劇場（仮称）の設立準備

オペラ、バレエ、ミュージカル、現代舞踊、現代演劇等の現代舞台芸術の殿堂となる第二国立劇場については、昭和六〇年七月、建築設計競技の募集要項を発表し、いわゆる公開設計コンペに着手した。すでに国内一四二二名、海外三七七名、国五〇七名の多数の建築家からコンペへの参加登録がなされているが、昭和六一年四月一日から一五日までの間に応募を受けつけ、六月頃には、入賞作品を発表する計画となっている。

入賞作品の発表後は、最優秀作品に基づき、昭和六一年度から昭和六二年度にかけて具体的な建築案を固めるための基本設計を行う予定であり、第二国立劇場の建設実現へ向け、着実な展開を図ることとしている。

(2) 国民文化祭（仮称）の開催

文化庁では、昭和六一年度から広く国民一般（アマチュア）

の各種の文化活動―民俗芸能、民謡、合唱、吹奏楽、演劇、舞踊、邦楽、文芸、美術及びお茶お華などの生活文化―を全国的規模で発表する場として国民文化祭（仮称）を開催する。

これは、全国各地から各種の文化活動が一堂に会することにより日本文化の全体的動向が把握できる場をつくること、これを契機として新しい文化の創造を促すこと等をねらいとするものである。文化祭の事業は、主催者（文化庁等）の実施する主催事業と協賛団体・企業の実施する協賛事業により実施するが、主催事業については本年度は一月下旬に東京で開催する予定である。

(3) 芸術祭国際公演

文化庁では、我が国の政治的・経済的地位の向上など時代の推移に対応し、毎年秋に実施している芸術祭の国際化を促進するとともに、アジア・太平洋地域諸国の中から毎年四か国の代表的な民族芸能団を招へいして芸術祭に特別参加させ、アジア・太平洋地域諸国間の友好親善に寄与し、もって我が国芸術文化の振興に資するため芸術祭国際公演を実施する。

名遣いのよりどころとして示されたものである。

昭和六一年度は、この答申をできるだけ速やかに、内閣告示・内閣訓令によって実施に移す予定である。また実施後、これについて広く理解を得るため関係資料を作成・配布するとともに説明会を開催する。

また、中国帰国者の生活適応の円滑化に役立てるため、五七年度から日本語教育教材を作成・配布してきたが、六〇年度は、前年度作成の「中国からの帰国者のための生活日本語Ⅱ」に即した、日本語指導者向け「指導参考資料」を作成し、各都道府県援護担当課を通して無償配布するとともに、これを用いた「中国帰国者に対する日本語指導者研修会」を東西二地区で行った。六一年度も引き続き新しい教材の作成と研修会を行うほか、新たに、事例研究を中心とした「日本語指導研究協議会」を実施する。

(2) 文化庁は、最近における科学技術の著しい進展に対応して著作権制度の整備に努めてきたところであるが、最近における主な施策としては次のようなものがある。

① コンピュータ・プログラムの法的保護

コンピュータは社会のあらゆる分野で利用されており、コ

(4) 日米舞台芸術交流事業

文化庁では、日米両国間の芸術水準の向上と、我が国芸術文化の振興に資するため、我が国の現代舞台芸術を米国に派遣する、日米舞台芸術交流事業を実施する。

三 国語・著作権

(1) 国語施策では、第一六期国語審議会（昭和五九年四月～六一年四月）が、第一五期以来、昭和四一年六月の「国語施策の改善の具体策について」の文部大臣の諮問事項中残された課題である「現代かなづかい」の見直しを行ってきたが、六〇年二月に「改定現代仮名遣い（案）」を公表して広く意見を求めるなど慎重な審議を重ね、六一年三月六日「改定現代仮名遣い」を文部大臣に答申した。

この答申は、昭和二一年に内閣告示・内閣訓令となった「現代かなづかい」について、実施以来約四〇年の歳月を経た今日、社会の各方面でおおむね安定して用いられているとの判断のもとにその性格、構成及び内容に関し望ましい明確化や手直しを行い、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において現代の国語を書き表すための仮

ンピュータを機能させるプログラムは現代社会に必要不可欠のものとなつていくところから、その適切な保護を図って開発を促進するとともに、利用の円滑化を図ることが強く要請されている。このような状況を踏まえ、昨年六月に著作権法を改正し、プログラムの法的保護の基盤を整備したところである。さらに、プログラムの特質に見合った登録制度を整備するため、第一〇四回国会に、プログラムの登録の特例に関する法律案を提出している。

② データベース及びニューメディアに関する著作権制度の整備

情報化社会の進展に伴い膨大な情報の中からコンピュータを用いて必要な情報が瞬時に検索できるデータベースが急速に普及しつつあり、その法的保護が重要な課題となっている。また、CATV、ビデオテックス、VRS等のニューメディアが急速に発達しつつあり、それに対応した法的整備が要請されている。著作権審議会第七小委員会においては、昭和五九年三月以来データベース及びニューメディアに関する著作権問題について検討を行い、昨年九月に報告書をまとめ公表した。この報告を受けて著作権法の一部を改正する法

律案を第一〇四回国会に提出している。

③ 出版者の保護に関する検討

複写複製機器の開発普及により、著作者のみならず出版者の経済的利益が損われるという問題が生じているが、現行著作権法においては、出版者独自の保護は認められていない。

したがって、出版者の保護の在り方を検討するために昨年七月に著作権審議会に第八小委員会が設置され、同小委員会は現在検討を進めているところである。

④ コンピュータ創作物に関する著作権問題の検討

最近コンピュータを用いて図形、音楽等様々なものが創作されるようになってきており、このようなコンピュータ創作物に関する著作権制度上の問題を検討するため、本年三月より著作権審議会第九小委員会において審議を開始したところである。

四 文化財の保護

文化財は、わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、また、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであって、その適切な保存・活用を図ること

は極めて重要なことである。

文化財のうち重要なものを指定・選定するほか、文化庁は有形文化財については、その保存修理、防災、買上げ等、無形文化財については、伝承者の養成や記録の作成等、その保護のために必要な助成措置を講じている。また、文化財の所有者、管理団体等に対し、文化財の管理、修理、公開などについて指導、助言を行っている。

指定については、特に、昭和六〇年に島根県の荒神谷遺跡から出土した三五八口の中細形銅剣を重要文化財に指定した。既発見の銅剣総数は全国で約三〇〇口と言われているが、今回のものは弥生時代のものと推定され、大量の銅剣が一括して整然と埋納されていた点で他に類例がない。

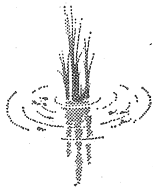
建造物の保存修理は、六〇年度一〇六件を実施したが、特に昭和九年から継続実施されてきた法隆寺の諸堂宇の修理がすべて完了し、飛鳥の面影を伝える伽藍が整備された。

平城宮の正面門である朱雀門については、昭和三九年に発掘調査を行い、位置及び規模を確認したが、昭和六一年度から、さらに具体的に意匠と構造等に関する調査を行うこととしている。

海外における展覧会として、昭和六一年度には「雪舟と室町水墨画展」(デトロイト及びホノルル)の開催を予定している。

また、海外における文化財の保存修復に協力する事業として、昭和六一年度から新規に中国の敦煌莫高窟壁画保存修復のための科学的、基礎的研究等を行うこととした。

敦煌莫高窟は、シルクロードに残る世界的にも貴重な文化財であり、その壁画、仏像は紀元四世紀から約一〇〇〇年にわたり造られたものであり、殊にその古い時代のものは我が国の飛鳥・奈良時代美術の直接的先駆をなすものとして我が国にとっても貴重なものである。



解説

菊池容斎筆

和氣清麿図

和氣清麿が、宇佐八幡の「無道の者は除くべし」という神託を称徳天皇に上奏する場面を描く。称徳女帝は御簾の奥に座し、その前で道鏡が激怒して大きな丸い目をむき出し、右手の槍扇を清麿に突きつけている。清麿はたじろがず、三角形の鋭い目で道鏡を見据えている。

神護景雲三年(七六九)、称徳女帝は後嗣がなく、皇位を僧道鏡に譲ろうとしたため、いわゆるこの神託事件が起きた。天皇の即位の時には、宇佐神宮に報告し、神供を奉ずるのを恒例としているが、この時は藤原百川らを中心とする廷臣の反対にあつて、女帝と道鏡の企図は失敗に終わったのである。

図は、大和絵調の清楚な色彩と筆線で描かれ、図上に「妖鏡偷光日に掛くるあたり、毒炎四海衆みな目くらむ、清風一掃回天地、皇統は巍々たり億万年」の賛を題する。妖鏡は道鏡になぞらえ、偷光は光を盗む意味である。右下の「丁未晩夏念八容斎武保画并題」の款記によって、弘化四年(一八四七)六月二十八日、容斎六十歳の作品であることが知れる。

徳川幕府の与力の家に生まれた菊池容斎(一七八一—一八七八)は、九十歳の生涯を通して大和絵と歴史画に新画風を興した。容斎の門流から輩出した近代日本画家の中には巨匠が多い。

(東京国立博物館資料部研究指導室長 山口正彦)

特集 諸外国の教育改革の動向

諸外国の教育改革の

動向と日本の教育改革

天城 勲

座談会

諸外国の教育改革の動向とその背景

(出席者) 金子 忠史・安原 義仁

桑原 敏明・天野 正治

中嶋 博・(司会) 奥田 真丈

学校におけるリーダーシップ

——教育の「質」の改善のための一視点——

大学の新しい機能と役割

新井 郁男

新情報技術と教育

喜多村和之

教員をとりまく諸状況

西之園晴夫

海外レポート

諸外国の教育の現状見聞記

韓国、中国、タイ、オーストラリア

資料

諸外国の教育制度及び教育基本統計

▽昭和五十九年九月以来、精力的な審議を進めてきた臨時教育審議会は、昨年六月の第一次答申提出後さらに審議を重ね、本年一月にはその審議内容を「審議経過の概要(その三)」として公表したことは皆様すでに御承知のことと思います。

▽公表後は、広く国民各界各層の意見等を徴し、それを踏まえた上で再び審議に審議を重ね、現在は、第二次答申の提出予定を目前に控え、最後の調整段階にあるとのことです。これまで昼夜を別たず、熱心に審議を続けてこられた委員の皆様には、本当に御苦労様でしたと御礼申し上げなければならな

いと思います。

▽この第二次答申は、今後の文教政策の指針となるべきものであり、第一次答申と併せて、その施策の実施に関しては政府全体の責任において、所要の措置を講じていかなければならないことは、言うまでもないことでしょう。

▽本号は、この第一次答申後の文部省の対応状況を含め、昭和六〇年度文教施策の展開と六一年度の展望についての特集です。文教施策の在り方についてお考えいただく上で、好個の資料と自負しております。

▽なお、第二次答申に関して、答申全文及び関係資料等からなる本誌臨時増刊号を、四月末を目途に刊行予定としておりますので、どうぞ御期待ください。(政策課)

MESC 61 月刊 「文部時報」 4 月 号 第1308号

文 部 省

昭和61年 4 月10日 印刷
昭和61年 4 月10日 発行

著作権
所 有

発行所 株式会社ぎょうせい

定 価 2 8 0 円 (〒50円)

本 社 東京都中央区銀座7丁目4番12号
(郵便番号 104)
(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地
(郵便番号 162)

年間購読料 3 3 6 0 円 (〒共)

電話 東京 (268) 2141 (代表)
振替口座 東京9-161番
印刷所 株式会社行政学会印刷所

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店にお願いします